

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部住民情報担当 (6 2 0 8 - 7 3 3 8)
処分担当名	区役所住民情報担当
処分の名称	印鑑登録廃止申請
概 要	印鑑証明制度は、経済取引などにおいて極めて重要な役割をしており、この制度の公正な運用を図るため、必要な事項を印鑑条例において定めたものです。 登録印鑑が印章のき損、滅失などにより、事実上印鑑登録の効果がなくなかったとき、その他印鑑登録の必要がなくなったとき、その他、登録印鑑を変更しようとするときは、被登録者が任意に登録印鑑の廃止の申請ができる制度です。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑条例(昭和49年12月21日 条例第82号) 第10条 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000001&SYSID=150&FNM=v8000193042001011.html) ・ 印鑑条例施行規則(昭和49年12月21日 規則第131号) 第9条 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000003&SYSID=151&FNM=v8000194042001011.html)
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の意志に基づき、自ら申請しなければならない ・ 廃止申請書に、登録印章を押印すること ・ 滅失、き損等により押印できないときは、その理由を申請書に付し、認印を押印すること ・ 印鑑登録証を提出すること ・ 印鑑登録条例施行規則別記第5号様式による印鑑登録廃止申請書によって、申請が行われていること ・ 申請書の記載内容に誤りがないこと
標準処理期間	即日
経由日数	0
提出先	区役所住民情報担当
提出時期	任意
提出方法	次の書類を住民登録がある区役所住民情報担当へ提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録廃止申請書(印鑑条例施行規則別記第5号) ・ 登録した印鑑 ・ 代理人による申請の場合、委任状
手数料	無料
相談窓口	区役所住民情報担当
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/shimin/kurashi/02/kurashi3/index.html
備 考	